

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	高齢者支援課 事業所・福祉サービス係
内線番号	4571

No.	項目	内容
①	処分名	介護老人保健施設の入所定員等の変更許可
②	法令名	介護保険法
③	法令番号	平成9年法律第123号
④	根拠条項	第94条第2項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	(開設許可) 第94条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 介護老人保健施設を開設した者が、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。
		【文書名】 ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第44号老人保健福祉局企画課長通知) ・介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱(平成17年京都府告示第389号)
	添付の有無	
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間) 2か月
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	2か月
⑪	問合せ	高齢者支援課 事業所・福祉サービス担当(075-414-4571)
⑫	備考	